

北名古屋市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第199条第5項の規定による随時監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和2年9月25日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子

2 北 人 第 5 6 号

令和2年9月11日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

随時監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和2年8月27日付け2北監第34号で随時監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<人事秘書課>

1 【監査委員意見】

叙勲被表彰者の記念品については、他市の状況も参考のうえ検討されたい。

2 【措置状況】

叙勲被表彰者の記念品については、自治体戦略推進本部が推進する事務事業見直し検討リストにも上がっており、今後他市の状況も参考にし、記念品贈呈の対象者や記念品の在り方について、検討していきます。

2 北高第 3 9 4 号

令和 2 年 9 月 1 5 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

随時監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 2 年 8 月 2 7 日付け 2 北監第 3 4 号で随時監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜高齢福祉課＞

1 【監査委員意見】

- (1) 敬老会記念品については、平成30年度の定例監査にて既に意見として述べたが、他の自治体の状況や経済性と有効性という点で一層検討されたい。
- (2) 金婚祝賀式の事業については、他市の状況を調査し、経済性、効率性及び有効性の観点から、内容の見直しを検討されたい。

2 【措置状況】

- (1) 敬老会記念品については、他の自治体の状況や費用対効果も考慮しながら今後も検討してまいりますが、自治体戦略推進本部での事務事業の見直しにおいて「敬老会」が検討がされているので、その見直し内容に応じて進めてまいります。
- (2) 金婚祝賀式の事業については、他市の状況を調査し、事業の内容を今後も検討してまいりますが、自治体戦略推進本部での事務事業の見直しにおいて「金婚祝賀式」が検討されているので、その見直し内容に応じて進めてまいります。

2 北 企 第 4 7 号

令和 2 年 9 月 1 8 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

随時監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 2 年 8 月 2 7 日付け 2 北監第 3 4 号で随時監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜企画情報課＞

1 【監査委員意見】

報償費の支出を伴う事業について、前例踏襲により形骸化することのないよう、社会情勢の変化を踏まえて市が事業を実施する必要性について再検討するよう最少の経費で最大の効果を挙げらるよう努められたい。（企画情報課）

2 【措置状況】

自治体戦略推進本部において全庁的な取組として事務事業の見直しを進めています。その取り組みの中で、今回ご意見をいただいた敬老会記念品、金婚祝賀式、叙勲被表彰者の記念品を始めとした報償費を含む事業についても見直しに向けた検討を進めています。

社会情勢や市民ニーズの変化に的確に対応していくため、一定の役割を果たした事業については、見直しを進めていきます。